

足下を掘れ、そこに泉あり

公益社団法人 栃木県柔道整復師会 会長 田代 富夫

新年、明けましておめでとうございます。本年が会員の皆様一人ひとりにとって、良き年になりますことを心よりご祈念いたします。

さて、ご存じの方も多いかもかもしれませんが、ドイツの思想家であり古代文献学者であるニーチェが「足下を掘れ、そこに泉あり」という有名な言葉を残しています。私は、30代後半になってこの言葉のある施術家の恩師から初めて聞きました。「足下を掘れ、そこに泉あり」とは、そこここと掘るところを変えるのではなく、自分の足下を掘り続けることで泉を掘り当てることができるということから、自分の強みや自分にとって価値あるものは身近なところにあることを意味する言葉です。

私たちにとっての「足下」とは、柔整療養費の環境にほかならないと思いますが、私たちの置かれている環境は、コロナ以前から次元の違う厳しい状況にあります。昨年11月あたりからは、若干持ち直している変化も見られていますが、完全回復とは言えず、国民医療費、あんま鍼灸マッサージの療養費のすべてが右肩上がりの中、柔整のみがいまだに下降停滞を繰り返している状況です。

この大きな原因の一つは、過剰な受療調査や業界全体が悪質と思われるようなパンフレットなどの蔓延にあります。それらを見た患者さんたちの中には「なにか問題があってここは調べられている」とか「自分がかかっていることがまずいから調べているのか」と思うしまう方が少なからずおられます。今後も、そのような不適切な行為には断固抗議し、速やかに改善するよう動きたいと思いますので情報提供にご協力ください。

適正化という名のもとに真面目に働くものが馬鹿をみる業界になっては困ります。私たちは、そのような真面目に耐えている会員を守ることに一生懸命努力してまいります。

今後も私たち執行部は、会員の皆さまの社会的信頼の向上と、接骨院・整骨院の増患増収につながる事業を展開するとともに当会の趣旨に賛同する個人契約の柔道整復師を募り、会員増加に資する事業も展開したいと考えています。会員の皆様には、当会に対する益々のご支援とご鞭撻をお願いいたしまして新年のあいさつとさせていただきます。

刈屋遵選手(那須)が優秀選手賞

11月17日、第33回日整全国少年柔道大会、第14回日整全国少年柔道形競技会、第5回全国柔整師高段者大会が東京水道橋の講道館において開催されました。

季節柄、朝の冷え込みを危惧していましたが、陽が昇るとともに運動には最適な天気となりました。

今年度も昨年同様、少年柔道大会と柔整師高段者の部が午前中に、少年柔道形競技会が午後の開催となりました。また、応援の保護者や観客はIDカードの携帯を条件に、8階から静かに観戦するという方式です。

少年柔道大会 監督 倉持雅之 コーチ 吉澤賢二

選手たちは6階控室でアップしながら待機し、呼び出しにより7階の大道場会場にて試合開始となります。前年同様 YouTube



でのライブ配信をしていますので、興味のある方は御覧ください。この方式の難点は他県チームの試合が観戦できず、相手がどのようなタイプの選手か開始までわからないことです。

初戦は鳥取県チームとの対戦。先鋒の山田茉桜選手が優勢に攻めていましたが、支え釣り込み足を後ろに返されて一本負けしてしまいました。次鋒の金山凌大選手は常に攻め続け、相手の指導2で優勢勝ち、中堅の夏錦程選手はケンカ四つの相手で左大外刈りを最後まで掛けきり一本勝ちをしました。副将の柴崎魁希選手は体格差がある相手を攻め続けましたが、背負い投げが入りきらず引き分けとなりました。ここまでで2勝1敗1分けで優勢のまま大将戦です。五十嵐琉星選手は身長差22セ



ンチ、体重差37キロと体格に勝る相四つの相手に果敢に技を掛けたものかわされ続け、後半に勝負に出た大外刈りを返され技あり、そのまま抑え込まれて合わせ一本負けとなりました。2対2でしたが、内容負けで無念の1回戦敗退となりましたが全国の舞台での試合がこれからの選手たちの柔道人生に大きな経験となることでしょう。

先鋒	山田茉桜	一本負け
次鋒	金山凌大	優勢勝ち
中堅	夏錦程	一本勝ち
副将	柴崎魁希	引き分け
大将	五十嵐琉星	一本負け
相手チームは一本勝ちが二つなので内容負け		

柔道整復師高段者大会



当県からの参加は五段の部で北関東代表選手の常連二人です。倉井康雄選手は埼玉県の荻野裕介選手と、刈屋遵選手は埼玉県の上田乃弘選手との対戦でした。倉井選手の相手は試合巧者で惜敗を喫し

ましたが、刈屋選手は立ち技からの抑え込み一本勝ちで昨年に引き続き優秀選手賞を受賞しました。

少年柔道「形」競技会 監督 森田悦宜

森田監督率いる栃木県代表は未来塾の五十嵐琉星選手(取：6年)と高橋煌選手(受：6年)です。

準備運動を終了後7階の大道場へ。競技順はBブロックの5番目です。選手二人とも研鑽を積んだ技で堂々と競技に挑みましたが、結果は59.5ポイントで予選Bブロック8位となり、決勝に進むことは叶いませんでした。

日整柔道大会に参加するにあたり、栃木県予選会からご協力をいただいた関係者の皆様には心から敬意を申し上げますとともに、これからも大会を通し業界の発展を願っております。ありがとうございました。

事業部長 倉持雅之

もしもの時の備えに

11月30日に当会館にて行われた「災害時の医療救護活動に資する研修会」に参加した。とちのきクリニックの須田利樹医師を講師に迎え、「災害時の感染対策」と題し話をしていただいた。

「感染管理」とは、衛生に注意して感染させないこと。

感染管理を行うにあたり、「病原体」「宿主」「侵入門戸」「感染経路」「排出門戸」「感染源」の6つの要因の連鎖を考える。この中の1つでも防ぐことができれば、感染は起こらないことになる。



新型コロナウイルス感染症を例にすれば、感染経路である飛沫感染対策と空気感染（≒エアロゾル感染）対策が重要となる。

第一次救急現場では、汚泥などによる汚染、ケガなどによる血液汚染、患者自身の分泌物からの汚染など、何らかの感染症に罹患している可能性がある。医療者自身の感染対策はもちろん、ほかの患者に対しても感染対策をして安全に医療処置を行わなければならない。

そのために「スタンダードプリコーション（標準予防策）」として10項目があり、手指衛生、个人防护具（手袋・エプロン等）、患者の配置が重要となる。

なかでも手指消毒を頻繁に行うことは最も重要で、石けんと流水による手洗いが基本となる。ただし、被災地では十分な量の清潔な水は手に入らず、目に見える汚れがない場合や水が使えない場合は、アルコールによる手指消毒が望ましい。

アルコールによる手指消毒は、80%以上の濃度のあるもので、20～30秒ほど手指が濡れた状態を保つ量が必要である。ケチケチせずビシャビシャにすることがコツで、その後は十分乾燥させることが極めて重要である。手袋は使い捨てが基本。手袋をしたままでの手指の消毒は感染リスクを上げ、アルコール消毒は手袋を溶かして破損する可能性がある。

个人防护具は、現場の看護師への確認が重要で、勝手な判断をしてはいけない。医療廃棄物に関しても、看護師が管理していることが多く、守るべきことは分別をしっかりと行うことである。

長期化する避難生活では、伝染病や食中毒にも注意が必要。ライフラインが機能しないことで、さまざまな生活機能が壊滅的に低下する。

避難所においては、一人ひとりが狭いスペースで密集した生活となるため、一般の避難者と何らかの感染の可能性のある避難者の住み分けが重要となる。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、結核などの呼吸器感染症の感染拡大の予防には、健康状態の確認、感染症発症者の隔離、マスクの着用などが考えられる。

また、清潔な飲料水が供給されないと、食中毒（O-157、サルモネラ、ノロウイルス）が流行し、接触感染による感染拡大の危険がある。手洗いの徹底、手指消毒剤の配置は必須となる。なかでも、ノロウイルス感染症対策として、吐物の処理やトイレ掃除には次亜塩素酸ナトリウム製剤の準備が必要となる。

被災地でトイレ、キッチン、ベッドを48時間以内に整備するという意味の「TKB48」。

特にトイレの衛生保持は重要で、健康への影響が大きいため、速やかな対策が必要となる。

最後に、救急箱（医薬品・衛生材料）、非常食、防災グッズなど、日ごろから災害時の備えを確認しておきましょう。今日明日にでも来るかもしれないその時に。



広報部 丸山佳洋

第2回 栃柔整 ゴルフ愛好会コンペのご案内



2月16日（日）午前9時集合

- ピートダイゴルフクラブVIPコース
9時38分スタート
- プレー費 7,900円（食事込）
- 参加費 4,000円 先着8組（32人）

申込みは宇都宮支部 伊澤一樹会員まで

TEL 090-5515-2133 または

✉ k.i.k.i.k.i1129@gmail.com

締切
1/31



柔整師の言い分、 保険者の言い分、 イーブンならず

～ある審査請求棄却例から考える～

保険者の一方的な不支給などに対して、私たちの正当性を主張するために積極的に働きかけている審査請求。日整会報誌 2023 年 8 月夏号 (vol.265) でも、併給による不支給事例 2 件 (いずれも骨折の施術に対する) の審査請求成功例を掲載していたが、当会においてはどうかであろうか。

ここでは、当会会員の併給による不支給事例に行った審査請求で、請求棄却となった例をあげ、それに対する当会の見解を回答してもらった。

【事例】

中学生女子 (15 歳) がバレーボールの練習中にジャンプサーブをした際に腰部を捻り負傷した。外傷性の「腰部捻挫」の施術を開始したが、腰椎分離症との鑑別診断を目的に整形外科に診察を依頼した。

X 線検査上異常なく、「1. 腰椎捻挫 2. 筋筋膜性腰痛症」の診断を受け、施術継続の指示とともに投薬を受けたが、保検者は投薬期間中に当院で施術を受けた分の家族療養費を「医科との重複」を理由として減額支給の決定をした。

1. 会員の審査請求理由

保検者の処分に対し、明らかな外傷であることの証明とともに、① 医師から施術継続の指示を受けた「対診」であること ② 整形外科においては投薬のみで理学療法は受けておらず、柔整施術との重複には当たらないことを主張し、全額支給を希望し審査請求を行った。

2. 保険者の不支給の根拠と審査請求理由への抗議

保険者は、健康保険法第 87 条 1 項^(※1) および内閣府令第 156 号 120 号^(※2) から、柔道整復師が取り扱う療養費は医師が取り扱う療養の給付の補完的役割であることから、医師の請求を優先し、併給は認められないとした。

また、審査請求の理由に対して、「①対診と考える」

について、「本来、『対診とは疾病等で保険医療機関に入院中の患者について別の医療機関の医師が外向き保険診療をすることであり、その保健医療機関に専門の医師がいないとき、他保険医療機関の医師の応援を仰ぐこと』を指す。患者が受診した整形外科はリハビリテーション科を標榜する専門医であり、柔道整復師の理学療法の加療に同意したことは『保険医療機関及び保険医療費担当規則第 17 条』に反している」と主張。

さらに「②投薬のみで理学療法は受けていないこと」については、「腰椎捻挫で痛みがある期間は投薬による治療がなされていると考えられ、処方期間については医師の管理下であるため併給はしない」と主張した。

- ※ 1. 「保険者は療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、療養の給付に代えて、療養費を支給できる」
- ※ 2. 「現に医師が治療を継続している疾患に対して、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ師又は柔道整復師が施術を行ったとしても、療養費を支給することは認められていない」

3. 審査官の判断

審査官は、明らかな外傷施術であることを認めたとうえで、本件の問題点を「原処分に妥当性があるか」を審議するものとした。

そして「法第 87 条第 1 項の『困難であると認めるとき』および『やむを得ないものと認めるとき』が、いかなる場合であるかについては、保険者の合理的裁量による認定に委ねられているものと解す」とし、「療養の給付の補完的役割である家族療養費の支給においては、保検者が『やむを得ない』と認めた場合に支給するものであることからすると、家族療養費の一部を支給しないとされた (健保組合) 理事長の判断は、関係法令等に違反したのとは言いえない」と判断し、請求棄却を決定した。

4. 当会の方針と回答

当会では、「健康保険法第 87 条に抵触する文言は、『柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項』には存在しないこと」、「明らかに併給となる療養の給付とは、柔整施術と内容が重なる『鎮痛消炎剤の注射や電気光線治療機などを用いた治療』を示し、飲み薬や貼付薬剤等の処方材料の支給で、柔整施術とは重ならない (関東信越厚生局回答)」の二点を主張しているが、理解は示されているのか？

当会の主張への理解については、当会員の別件の審査請求において審査請求自体は棄却されたものの、審査官の興味深い解釈が得られているものがあります。

【事例：右膝関節捻挫】

令和5年4月25日、右膝外側半月板断裂の疑いの患者を当会員からS病院へ依頼した。

右膝外側半月板断裂と診断され、関節腔内注射および14日分の調剤を処方され、同日中に入院前検査および術前検査が施行された。

5月17日に関節鏡視下半月板縫合術が行われていることから、患者は4/25～5/17までは医師の管理下に置かれていた期間である」とされ、保険者は当会員の計6回の施術に対し「上記期間において医科との併給及び健康保険法第87条の規定に該当しないため不支給とする」と決定した。

負傷年月日	初検年月日	施術開始日	施術終了日	実日数	施術日
5.4.25	5.4.25	5.4.25	5.4.28	3	4/25・26・28
//	//	5.5.2	5.5.13	3	5/2・10・13

この決定に審査官は、「医師から当該負傷について具体的な施術を指示していることが認められないことから、治療と併行して柔整施術が行われ、さらに本件不支給期間について、療養の給付を行うことが困難である事情あるいはやむを得ない事情も認められないことから不支給は妥当であると判断する」としています。

しかし、審査官は不支給決定を妥当だと判断しながらも「当該組合は請求人及び当該被扶養者への照会等をしている事実がうかがえないし、当該負傷の経緯について、十分な調査を行ったとまでは言い難い。また4/25にS病院受診、診察、関節腔内注射の実施、14日分の調剤が、同一部位に対し、当該柔整師による柔整施術と重複して、療養の給付における同じ内容の治療行為を受けていることは確認できない」とも述べています。

また、判断理由に「医師からの施術指示の有無」に触れていることから、医師の管理下である期間内に医師から施術の指示（許可）を得ることにより、保険者の処分

を取り消すことになったかもしれません。

この点から考察すると、審査官の回答から「審査請求は棄却されたが柔整施術の主張は認識されている」と理解されます。

さらに、医科が給付した投薬は疼痛緩和を目的とした保存的な措置であり、柔整師の後療は給付の内容とは重複せず、保存的な措置に対して補完的な役割を果たす回復に向けた積極的な措置と考えることができます。

今回の保険者の抗議文に「対診」に対する解釈の違いが述べられているが、今後もこの「対診」という言葉を併給対応で使っていけるのか？

医科における「対診」とは、今回の保険者の主張で述べられているとおりです。

保険者は常々、内科的疾患の有無の確認のため保険医療機関への受診を勧めています。「対診」は、あくまでも依頼や紹介した保険医療機関から施術の指示等に医師が用いる言葉です。

私たちの行う鑑別診断などを目的とした依頼や紹介の場合は、医師とはスタンスが違うことから「対診」は適切ではないと判断しました。

今後は保険医療機関に同意または確定および鑑別診断などを求める場合には、「連携を図りました」「依頼しました」「紹介しました」などが適切かと思われます。

「リハビリテーション科を標榜する医師が、柔整師の理学療法に同意することは『保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条』に反する」という保険者の主張について、医師の判断にまで言及することは、今後の医接連携に支障をきたすものではないか？

今回の案件は「明らかな外傷性の腰部捻挫と腰椎分離症との鑑別診断及び施術継続を依頼」したに過ぎません。

施術の継続に同意した医師の判断に「第17条に反する」とした保険者の主張に対して言及するならば、規則にある「自己の専門外にわたるもの」との文言から「リハビリテーション科を標榜する医師であるからこそ柔整師の理学療法に同意した」と解釈できるのであって、第17条に反することにはなりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則

第十七条（施術の同意）

保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

今後このような保険者に対しては、日整を通して厚労省に通知いたします。

日整広報誌では骨折施術における成功例だが、同様に「明らかな外傷」であっても骨折以外では認め難いものなのか？

骨折以外でも認められます。

「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項第1通則5」または「MSD マニュアル（家庭版）の『外傷』による項目」および「当会 HP・柔整師のページ2 頁目『～院内案内いろいろ～』」の中に記載してある文言を参照し、よく理解したうえで負傷原因と負傷部位の整合性を述べ、今後の請求に活用してください。

審査請求をするにあたっては、事実関係に基づいたエビデンス（予診票・施術録・依頼書・同意書等）、審査請求に及んだ理由とその問題点、また健康保険法と柔整療養費の関係性、ならびに柔整療養費の算定基準やそれに伴う関係通知などを要約し主張していくことが大切です。

昨今、さまざまな理由での返戻、不支給あるいは患者調査などがあります。保険部としては、そのような案件をよく精査し対応していきます。

今後も療養費の改正や新しい情報などに向けて探求し、会員の皆さまには、常に情報を開示できるよう努めていきます。

保険部・広報部

薄毛戯言（深読禁止）

嫁の実家を片付けていたらでてきたコップ。昭和のおじさんなら知っているプラッシーというオレンジ果汁入りのジュース。武田薬品工業が販売していたが、なぜかお米屋さんが届けてくれたのだった。



My BOX 支部リレー投稿

第249走者 宇都宮支部 前川和人

ルアーフィッシングに魅せられて



ルアーフィッシング^(※1)を始めて35年。淡水魚をターゲットに楽しんできましたが、患者様からサーフフィッシング^(※2)を勧められ、やってみたところとても楽しく、ハマってしまいました。

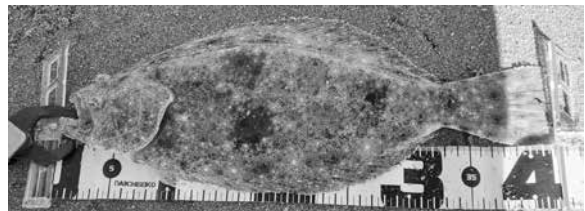
ました。

ルアーフィッシングはピンポイントでのキャストの良し悪しが結果を左右します。おろしたてのルアーがたった1投で紛失することもしばしばありました。ルアーフィッシングをされる方なら、この苦い経験をわかってくれると思います。

一方、サーフフィッシングでは障害物もなく、大海原に思い切り投げられ、ルアーのロストも少なくストレス発散になっております。

ルアーフィッシングの魅力は、その時の釣り場の環境（水温・光量・風など）や水中の地形や障害物、さらには魚の気持ち（やる気）などを想像し、自分のイメージした場所に正確なキャストをして釣れた時に最高の喜びがあると思います。サーフフィッシングも、ただ大海原に投げまくる釣りではなく、波を見て海底の状態をイメージしながら魚を釣る点では同じ楽しさを感じます。

今後もさらなる大物を求めてルアーフィッシングを続けていきたいと思っています。



投稿前日、念願のヒラメを釣り上げることができました！

※1 疑似餌を用いて行う釣り。スポーツ感覚で幅広い層から支持されている。

※2 砂浜や波打ち際で行うルアーフィッシング

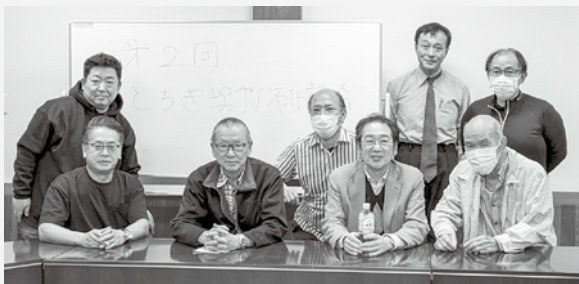
次回は栃木支部にバトンタッチです。

ああ…行けばよかった研究会

10月26日、第2回呉竹研究会が当会館にて開催された。今回は呉竹OBのほか、鹿沼・塩谷支部の会員を含む10人が参加した。

本来は超音波画像観察装置による実技も含めた研修会の予定だったが、今回は鈴木忠夫保険部長と塚原研究会長から「10月からの料金改定に伴う長期・頻回施術に対する逡減の詳細解説」「明細書交付義務化対象の拡大」「オンライン資格確認への対応と問題解決ガイド」「広告制限について」など、10月施行前に行われたリモート説明会では不明瞭だったことについて、質疑応答を交えながら詳しく説明いただき、大変有意義な講習会となった。

特に明細書の無償発行義務については、時間や印刷用紙の有効利用法など丁寧に教えていただき、今後の作業時間短縮に役立てたいと思う。



研究会は随時開催され、とちぎ呉竹研究会会員でなくても参加大歓迎です。ぜひ次回の研究会への参加を心よりお待ちしております。

お申し込みは塚原剛研究会長または宇都宮支部の河津裕会員までご連絡ください。

学術部 星野訓昭

弁立つ力で伝達力を高めよう!

11月9日、第28回東北柔専OB会栃木茨城合同勉強会が当会館にて20人が参加し開催された。

まず両支部長から、本会が長年にわたり毎年輪番制で開催されていることに、隣県同士の絆の深さと会員への感謝の意が述べられた。

また、今回は田代栃柔整会長に「柔整業界の現状と今後の展望について」と題し講演をしていただいた。



その中で、特に「外傷に対する知識の向上と施術への反映」「患者の柔整療養費に対する認識の向上と安心感の構築」の二つを課題として挙げ、調査や事例を交えてその傾向と対策をわかりやすく、また説得力のある言葉で説明していただいた。

臨床でも、患者さんにわかりやすい言葉で裏付けや分析による確かな情報を提供し、安心感を与えることは大切である。そうして信頼関係や施術効果が高まり、満足した通院体験を大切な人に伝えたい。いわゆる口コミが増え、集患や増患につながっていく。

こうして私も、「とちのき」を通して大切な当OB会員に勉強会での貴重な体験を伝えている。口コミではないが、次回のお出席者がさらに増えることに期待したい。

広報部 古内秀直

西生涯学習センター文化祭が復活

11月10日、宇都宮市西生涯学習センター文化祭に骨密度測定ブース出展の依頼があり、高野学術部長とともに参加してきました。新型コロナの影響で出展は5年ぶりとなります。

午前10時から2時間程度の測定でしたが、5歳～91歳までの被検者60人のうち、70～80歳代の年齢層の方が多くみられました。

皆さん健康に前向きで、測定後の説明に真剣に耳を傾けていました。また、コロナの影響でしばらく休止していたので、今回の開催を待ち望んでいたとの声を聞くことができました。栃木県柔道整復師会の印象付けと整骨院・接骨院のアピールになったと思います。

最後に、宇都宮市西生涯学習センター所長 藍原様・副所長の関谷様の格別な配慮に感謝を申し上げます。

学術部 鈴木勝仁



支 部 だ よ り

宇都宮支部

LINE連絡網はじめました

11月30日に第2回宇都宮支部会がとちぎ福祉プラザにおいて開催された。



今回は当会顧問社会保険労務士の高橋克佳先生を講師に「事故やケガにおける給付金」と題した講習会が行われ、健康保険の傷病手当金・障害年金・労災の休業補償・自賠責などについて話をしていただいた。

会員からの「業務中の交通事故では労災よりも自賠責を勧めている」ことの当否についての質問には、「自賠責の休業損害（補償）が100%に対し、労災は80%。患者にとっても、施術者側からしても（自由診療だから）自賠責のほうがいい。ただし、過失割合によっては労災のほうがいいケースもある」と答え、さらに「自賠責を使ったとしても労災の休業補償にある特別支給金は請求できる」と付け加えた。

また、保険部から患者調査について「文書での調査後に電話調査も行われるようになってきた」との報告があった。なかには40分間に及ぶハラスメントともとれる調査の事例もあったようだ。

これに対し、電話では患者が保険者の言いなりになってしまうことも懸念され、すぐに回答せずに調査日のアポをとることや、会話内容の録音などの対策を勧めた。鈴木保険部長は「こうした案件は一人で抱え込まず、保険部に相談してほしい」と伝えた。

なお、宇都宮支部ではLINEによる連絡網を始めた。

通信員 小野塚和史

栃木支部

年内最後の顔合わせ

11月27日、栃木市『サンルート栃木』にて第3回栃木支部会が開催され、今回は22人が出席した。

本年度、変更があった保険関連、予備点検からの留意事項など、執行部からの報告を説明された。

通信員 木下永人



また、支部長からは12月7日の協同組合講演会、1月の都市駅伝大会、関東学術大会栃木大会への協力を依頼された。

恒例の支部旅行は、賀詞交歓会や関東学術大会があるため、スケジュールの関係で今回は見送ることを告げられた。今後のことも後日改めて協議することとなった。

通信員 丸山佳洋

小山支部

変化の風はフォロー？アゲンスト？

12月1日、小山パレスホテル「和風ダイニング彩華」にて小山支部秋季支部会が開催され、25人が参加した。

来賓に田代会長を迎え、今回の料金改定に関する話や、さらなるデジタル化が求められている現状について語られた。

また、山口支部長から新入会の武澤昌宏会員、森田剛会員、佐藤綾矢（研）会員の報告、塚原経理部長からは、明細書発行や定額制、マイナ保険証関連の詳しい解説があった。

懇親会では、佐藤勉衆議院議員と矢尾板クリニックの矢尾板勤院長を来賓に迎えた。佐藤議員から、先の厳しい選挙戦を振り返り、当会の協力に感謝の意を添えた挨拶があり、今後の柔整業界の発展に力添えしていくという心強い言葉をいただいた。また、矢尾板先生からは、支部会員からの患者紹介ならびに良好な医接連携の関係に感謝の言葉をいただいた。



今年の下半期から私たちの業務にさまざまな変更があったこともあり、会員同士の話題は多岐にわたり、その熱量はかなりのものであった。個々では理解しづらい内容も、情報交換を通じて理解を深めることができた。

やはり、ぶっちゃけトークほど分かりやすいことはない。これぞ支部会のあるべき姿である。

足利支部

紅葉に気分高揚ランナー激走

第47回足利尊氏公マラソン大会

11月3日開催の尊氏公マラソンは、足利ガスグラウンド（足利市総合運動場陸上競技場）を発着地点として行われ、種目もハーフ・10^{キロ}・5^{キロ}・3^{キロ}（ペア、親子）と多く、誰もが参加しやすい大会である。市内中心部から自然豊かな渡良瀬川沿いを回るコースになっていて、今大会には3,554人が参加した。



今年の救護体制は、医師1人、看護師9人、救急救命士3人、保健師4人、足利支部柔整師8人の計25人に加え、日医ジョガーズ（医師のボランティアランナー）がコース上での事故やケガが発生した場合、その初期対応にあたる。

ゴール地点の本部救護所と車両7台（本間誠・梁川博光・藤原幸一・神田拓也・江原斉郁・田口亜門会員と私）に分かれ救護を行った。毎年混雑する本部救護所は星野訓昭会員が担当した。

本部救護所を訪れるランナーで最も多い症例は転倒による擦過傷で、主に看護師が対応した。次いで下肢の筋痙攣で、これには医師が対応し水分補給などの処置をしたうえで、テーピングが必要な場



合は柔整師に任される。膝や足首の捻挫に対しては柔整師が包帯固定やテーピングの処置をした。

車両組で対応した負傷者は2人であった。ランナーたちは、擦り傷を負っても多少痛くても、とりあえずゴールまで走るため、車両組ではランナーを注視し「具合は悪くないですか？」と声かけするよう努めた。

当日の気温は20度まで上がり、熱中症などランナーの体調が心配されたが、救護所を訪れた人数は例年より少なく終えることができた。

最後に、尊氏公マラソンは歴史ある足利路を走る楽しさと、有名人と一緒に走れる（今回はYouTuber ジャスティスター、勝俣州和さん、西田隆維さん）など魅力ある大会です。

当会マラソン愛好家の皆さん、来年の参加をお待ちしております。

通信員 大関俊明

那須支部

骨のあんばいどうだんべ

10月20日、那須烏山市の泉公園で開催された地域自治会の運動会（育成会・敬老会・消防団共催）において、主催者から骨密度測定と健康相談の要請があり、高野学術部長と私の二人で測定・健康相談を行ってきました。

9:00～11:00の2時間で52人が訪れ、最高齢は91歳の男性でした。

測定を通して感じたことは、骨密度の数値が低い方がほとんどいなかったことでした。このような行事に積極的に参加される方は活動的で、骨も丈夫になるのだらうと感じました。



日光浴が骨粗鬆症の予防になることはご存じのとおりですが、私たちの仕事は太陽に当たる機会が少ないため、家に引き込まらず屋外に出て運動することをお勧めしたいと思います。

通信員 那須支部長 大橋智洋

2025 (令和7年)

行事予定

※定例診察日は第1・第3日曜日の10:00~12:00を基本としますが、諸般の都合により、日時・スタッフ等が変更となる場合があります。
※定例診察の受付は9:30~11:30

1月

- 6日(月) 仕事始め
- 7日(火) 新年あいさつ回り
- 8日(水) 療養費支給申請書必着日
- 10日(金) 17:00 監事会 [当会館]
- 18:00 監査報告会 [当会館]
- 12日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・野澤・星野登・大木
- 14日(火) 20:00 とちのき2月号編集会議 小森・三上・大関
- 15日(水) 20:00 理事会(支部長参加) [WEB会議]
- 17日(金) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
- 21日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
- 20:00 とちのき校正会議 小森・大関・藤田
- 23日(木) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
- 24日(金) 10:00 協会けんぽ審査会 [とちぎ福祉プラザ]
- 26日(日) 10:00 とちのきクリニック 飯島医師・岡本・星野訓・小林
栃木県都市町対抗駅伝競走大会 [栃木市総合運動公園]
- 28日(火) 20:30 IT委員会 [当会館] 小森・笹

2月

- 2日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・高野・大芦・小林
- 8日(土) 療養費支給申請書必着日
- 12日(水) 20:00 とちのき3月号編集会議 小森・藤田・加藤
- 13日(木) 20:00 理事会 [WEB会議]
- 15日(土) 17:00 令和7年賀詞交歓会 [ホテル東日本宇都宮]
- 16日(日) 10:00 とちのきクリニック 飯島医師・岡本・高橋・大木
- 18日(火) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
- 19日(水) 14:00 労災審査 [当会館]
- 20:00 とちのき校正会議 小森・加藤・植木
- 21日(金) 10:00 協会けんぽ審査会 [とちぎ福祉プラザ]
- 25日(火) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
- 20:30 IT委員会 [当会館] 小森・植木

(変更や追加などはホームページをご覧ください)



年末・年始の緊急連絡先

石井 総務部長 ☎070-4392-0239
事務局(齋藤係長) ☎080-9292-2551

川柳

塩谷支部 船橋 仁和

受験する孫にワクチン打たされる
酔うほどに饒舌になる親父ギャグ
強がりを持っても所詮負け戦

information

お知らせ

会員数

令和6年12月1日現在
 会員数 **360名**
 研修柔道整復師 **10名**
 施術所数 **342院**



訃報

小山支部 上原 敏雄 会員のご令室様
(明美 様 70歳) がご逝去されました。
謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

ご会葬御礼

過日は、ご多忙中にもかかわらず、会員の皆様にはご会葬を賜り誠にありがとうございました。
小山支部 上原 敏雄

還暦ほねつぎの独り言

冬の防寒着といえば、コートやダウンジャケットが代表的、昭和世代なら外套やオーバーという言い方もあるが、最近では“アウター”というらしい。

秋口から店頭には並ぶ年末商戦のド定番。最低でもフォーマル用・ビジネス用とプライベート用の3着は持っておきたい必須アイテムだ。



真冬の外出には必需品といえるが、近年はそれほど着用した記憶がない。

家から車で出かけ、暖房のきいた店内で過ごすとなれば、アウターはかえって邪魔になるため、車内でお留守番となる。

夜の繁華街に出かける機会も、ここ数年はめっきり少なくなり、アウター類は「筆筒の肥やし」と名前が変わってしまった。

アウターは最初に目に飛び込んでくる衣服なので、着る人のセンスが試される。

数年前に流行った10万円のカナダグースと数千円のユニクロダウンを比べてもカナダグースが10倍温かいわけがないし、ユニクロのほうが断然軽い。値段の大小よりも着こなしや使い勝手が大事なのだが…。

三代目大木屋五平

編集後記



あけましておめでとうございます。今年の干支は「乙巳(きのと・み)」です。その持つ意味は「これまでの努力や準備が実を結び、成長し始める時期を示唆する」だそうです。業界がさらなる成長を遂げる一年になるよう、会員の皆様でふんばっていきましょう。

私は年末からのビールが身になり、腹まわりが急成長する予感がします。

みかすけ